

京都ノートルダム女子大学新型コロナウイルス（COVID - 19）
行動指針【教職員用】

基本方針

本行動指針は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。令和二年法律第四号改正）、厚生労働省及び文部科学省並びに京都府から発出されている各種方針及び通知等に基づき、教職員の皆さんがとるべき行動をまとめ、新型コロナウイルス感染症を予防し、仮に感染した場合にも健康被害を最小限にとどめ、本学が果たすべき教育・研究・社会貢献等への影響を可能な限り抑えることを目的として作成したものです。

なお、今後の状況の変化等を踏まえて、この行動指針を随時見直し、必要に応じて修正を加えるものとします。

留意事項

本行動指針は、各種方針・通知・ガイドラインを参考に作成し、本学及び構成員の安全を図るためのものであり、個人の診断に用いるものではありません。

対象者

全教職員（非常勤講師、派遣職員を含む。）

I 感染予防対策

II 感染又は感染が疑われる場合

- 1 個人の疾病対応
- 2 新型コロナウイルス陽性と判断された場合
- 3 濃厚接触者と判断された場合
- 4 新型コロナウイルス感染症に感染した者の職場への復帰
- 5 同居者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- 6 同居者等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合
- 7 同居者等に体調不良が生じた場合

I 感染予防対策

1 個人の日常管理

(1) 手指及び咳エチケット等

手指衛生や咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を行う。顔をむやみに手で触らないことも重要。

喫煙者が感染した場合は重症化リスクが高いため自宅等でも禁煙を強く推奨。

(2) 健康管理

毎朝、体温測定することを義務とし、体温と自覚症状を記載し、出勤の際に常備する。

(3) マスクの着用

大学の構内では、マスクを正しく（鼻マスク×、あごマスク×）常時着用すること。

なお、フェイスシールドのみの着用はやむを得ない場合を除き認めない。マスクを着用することができない時（食事中等）は、会話は極力慎むこと。

(4) 本学の新型コロナウイルス感染症への対策の基本

大学では新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアルが策定されているので確認し、遵守すること。

○新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル（令和3年9月15日一部改定版）https://www.notredame.ac.jp/pdf/cms/0913_manual.pdf

II 感染又は感染が疑われる場合

1 個人の疾病対応

(1) 疾病対応

以下の者は大学への出勤を許可しない。

- ・厚生労働省がお知らせしている相談・受診の目安に該当する者（以下「相談・受診の目安」）
- ・体温37.5度以上又は平熱よりおおむね1度以上高い体温の者
- ・風邪等の症状（咳・咽頭痛・全身倦怠感など）がある者

○厚生労働省HP「国民の皆様へ（新型コロナウイルス感染症）」の相談・受診の目安参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

(2) 大学への報告【教職員共通】

大学（医務室及び直属の所属長）に発熱等の報告を速やかに行うこと。

(3) 医療機関等への相談又は受診 ※

医療機関を受診する際には、受診方法を電話等で確認し、マスクを着用してから受診する。

なお、PCR検査を行うことを強く推奨する。

(4) 職場復帰

発熱や風邪症状を認めた者及び「相談の目安となる症状」に該当したものの新型コロナウイルス感染症との診断に至らず解熱・症状が軽減した場合の職場復帰の目安は、次の①及び②の両方の条件を満たすこと。

- ① 発症後少なくとも8日が経過している(発症日を0日として数えます)。
- ② 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも3日が経過している。
- ③ なお、上記①及び②の条件を満たしていないが、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査が陰性であり、又は新型コロナウイルス感染症と無関係であり、出勤しても良いと医師が診断した場合は、職場復帰ができるものとする。

※「相談・受診の目安となる症状」の対応

前述の「相談・受診の目安」となる症状がある場合は、最寄りの「帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）」又は「かかりつけ医」に問い合わせをする。

なお、自治体により受診方法が異なるため、各自治体のホームページ等で確認をしておくこと。

2 新型コロナウイルス陽性と判断された場合

(1) 罹患対応

罹患した者は、大学及び保健所等の調査に協力し、指示に従わなければならない。

(2) 罹患報告【教職員共通】

速やかに医務室及び直属の所属長に報告すること。（正当な理由で出勤できないことを確認するため及び感染拡大を防ぐため）

3 濃厚接触者と判断された場合

(1) 判断対応

保健所が実施する積極的疫学調査により、教職員が濃厚接触者と判断された場合は、居住する所轄の保健所又は大学の所轄の保健所の指示に従い必要な防止の措置を講じること。（検疫所から指示を受けた場合も同様。）

また、大学からの指示にも従うこと。

なお、全ての濃厚接触者を検査対象としてPCR検査(初期スクリーニング)が行われることとされており、検査結果が陰性だった場合でも「患者(確定例)」の感染可能期間の最終曝露日から14日間の健康観察が指示される。

(2) 報告【教職員共通】

速やかに医務室及び直属の所属長に報告すること。(正当な理由で出勤できないことを確認するため及び感染拡大を防ぐため)

- 4 新型コロナウイルス感染症に感染した者の職場への復帰
感染した者の職場への復帰は保健所又は医師が認めた場合とする。
なお、上記の場合でも、1週間程度の在宅勤務を推奨する。※

《参考》入院した場合、退院の条件は下記の通りとなっている。

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後にPCR検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合
また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、
- ③ 発症日から10日間経過した場合
- ④ 発症日から6日間経過した後にPCR検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

5 同居者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

(1) 判断対応

上記3によるものとする。

ただし、保健所が教職員を濃厚接触者と判断しない場合は、同居者等と最終接触をした日から14日間大学へ出勤することはできない。

(2) 報告【教職員共通】

速やかに医務室及び直属の所属長に報告すること。(正当な理由で出勤できないことを確認するため及び感染拡大を防ぐため)

6 同居者等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合

(1) 判断対応

同居者等が有症状の場合で、自身に症状がない場合は、感染者と同居者等が最終接触をした日から同居者等がPCR検査の陰性の結果がでるまでは大学へ出勤することはできない。

同居者等が無症状の場合で、自身にも症状がない場合は、同居者等のPCR検査の結果がでるまでは在宅勤務を推奨する。※。

(2) 報告【教職員共通】

速やかに医務室及び直属の所属長に報告すること。(正当な理由で出勤できないことを確認するため及び感染拡大を防ぐため)

7 同居者等に体調不良が生じた場合

- ・厚生労働省がお知らせしている相談・受診の目安に該当する症状
- ・体温 37.5 度以上又は平熱よりおおむね 1 度以上高い体温
- ・風邪等の症状

(1) 判断対応

同居者等が受診しPCR検査を受けた場合は、PCR検査の結果がでるまでは在宅勤務を推奨する。※

同居者がPCR検査を行っておらず自身に症状がない場合は、健康観察を行いながら出勤できるが、1週間程度の在宅勤務を推奨する。※

(2) 報告【教職員共通】

速やかに医務室及び直属の所属長に報告すること。(正当な理由で出勤できないことを確認するため及び感染拡大を防ぐため)

※ 在宅勤務を推奨している場合で、やむを得ず出勤する場合は、できる限り他の勤務者との間隔を空けて勤務するとともに、用務が済んだ場合は、速やかに在宅勤務に移行する。